

午前 9時30分開議

---

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議案審議に入ります。

---

◎日程第1 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第1、一般質問を行います

順次発言を許します。最初に、2番議員、佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） おはようございます。

通告に基づきまして質問させていただきます。

まず最初に、定住化促進のための空き家対策や新築住宅及び改築（リフォーム）等補助制度の拡充について質問いたします。

定住化促進のために空き家対策として、空き家の改修費用補助や新築住宅の規制緩和、住宅リフォームにかかります費用の補填の拡充を求めます。

村の人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るため、生活の安定、居住環境の充実をさらに支援するために各種支援の拡充を求めます。

特に空き家対策では、令和5年度の実態調査で206件の空き家があるとの説明がありました。その中には賃貸や売買の紹介を目的とした空き家バンクを活用できる物件があると思います。

しかしながら、空き家を貸す、あるいは売買するためには、物件の改修、物件内の処分費用等経費がかかります。壊すのには50万円、村支援があります。定住化を目的に空き家を活用するためにもさらなる支援策が必要と考えます。

さらに、新築住宅補助金制度の支援費用は拡充されましたが、対象者の条件が年齢制限や配偶者等の限定があり、新築しても該当にならない場合がありますので、ぜひ規制の緩和を願います。

また、リフォーム補助金も最大20万支給の制度があります。新築補助制度を拡充したときのように、新築はできないが現在の住宅を改修して住み続けたいという村民の思いを大切に支援の拡充を願います。

定住化促進プロジェクトチームの様々な立案と実現に期待します。

最初の質問とさせていただきます。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの定住化促進のための空き家対策や新築住宅及び改築（リフォーム）等補助制度の拡充についてのご質問にお答えいたします。

まず、空き家の改修補助についてですが、現行の空き家対策事業につきましては、空き家を活用したい方と利用を希望される方を組み合わせる事業として空き家バンク事業を実施しています。

また、空き家を解体する際には、解体費の一部を補助する空き家解体補助金事業を実施しているところであります。

この空き家解体補助金事業については、事業実施期間が5年間となるため、事業の最終年度であります令和8年度には、事業の見直しを行う予定です。その際には、この事業が時代に即した内容になるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の空き家の改修費用への補助事業は、現在のところ実施する予定はありませんが、村内の空き家を減少させる取り組みは進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、定住に伴う新築住宅建設補助金につきましては、本村に定住することを目的として新築住宅を建設する方に対し補助金を交付することで定住を促進し、人口の増加を図るとともに、豊かで活力に満ちあふれた村づくりに寄与することを目的としております。

佐藤議員さんのおっしゃるとおり、交付要件として、新築住宅の引渡しを受けた日において世帯責任者が45歳以下であることや、配偶者を有することなどがありますが、村と

いたしましては、若い世帯を対象に補助金を交付することで、人口の流出に歯止めをかけ、人口増加を見込めるようにしたいと考えております。

また、世帯責任者の定義についてですが、世帯において主として世帯の生計を維持している方から、収入及び所得をもって世帯の生計を維持している方へと改正をしました。さらに、今年度からは補助金額の増額を実施したところでありますので、今後の推移を見ながら引き続き事業を推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

また、住宅リフォーム補助金につきましては、今後も村内の増改築の状況や社会情勢等を見ながら、事業内容を確認していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） まず最初に、空き家の解体補助事業につきましては、令和8年度、時限立法に、村内、村で言えば時限ということで定められておりまして、チラシも配布になりました。これ8年度までですので、ぜひここに先ほど村長が答弁いたしましたように、それ以降のことを今からプロジェクトチームがございますので、考えていただきたいと思っております。

先日、村の説明会、全協で、村の将来の経済の見込みですか、発表がございました。そういうことも含めながら予算的な問題もあるかと思うんですけれども、ぜひ定住化を図るためには、今を、あしたのことを今日考えるのではなくて、令和8年度というもう期限が決められておりますので、今から対策をぜひ考えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、まず定住化促進のための一番重要なことは、いかに昭和村が住みよいところであるか、メリットがあるかということでございます。

それで、昭和村に定住していただきたい、残っていただきたいというのはもちろん当然のことだと思います。流出を防ぐ。ただ、流出を防ぐだけでなく、流入する、昭和村に住みたい。なぜかという昭和村は駅が近くにあります。家があそこはとて今建ち続けています。なので、昭和村にぜひ住んでみたいねという、そんな昭和村が魅力ある昭和村であるためにも定住化ではこういうことをしているよ、そういうことも含めた上でいろん

なことをプロジェクトチームでぜひ昭和村によそから住みたいという方も考えた上で進めていただきたいと思います。

それから、空き家のバンク、先ほどありました。確かに空き家のバンク、当時は本当に先進的な取組だったと思うんですけども、ホームページを拝見させていただきました。今12件ぐらいですか、ホームページ。11、2件ぐらい、ホームページでアップされておりました、ほとんどが契約成立です。契約成立している中身は、ほとんど当時立ち上げたものです。最近契約準備中、契約が進んでいますよという、数件ございました。それは本当に数件でございます。今、空き家バンクで実際村として紹介している物件は数件でございます。

調査を令和5年度にしました。今年令和6年度です。206件の空き家がある。それをバンクに登録してもらい、あるいは住みかえ機構を利用するという事業も新しく始めました。そういったことをぜひぜひ宣伝していただいて、バンクに登録していただいて、あるいは住みかえ機構を活用していただいて、定住化につながる可能性、ぜひ大いにあると思います。何ていうんですか、地盤はできておりますので、それをいかに広げていくか、それが大切なのではないかと私は思います。

空き家を先ほどちょっと空き家を売買あるいは修理するということに対しては、なかなか難しいということなんですけれども、空き家を貸す、売るという場合には空き家の中には家具等大きなものがあつたりとか、あるいは空き家の中の配管が使えなくて、空き家を貸すことができない、売ることができない。要するに修繕しないと物件として成り立ちません。なので、それを村がすることによって物件としてそれを、何ていうんですか、広く一般の方に周知することができて、不動産会社も入るかもしれないですけども、周知することができてここに空き家がありますよ、利用できますよということを紹介してあげれば、ああ、こんないい空き家がある、しかも今住めるねということぜひ村として率先して進めていただければありがたいかなと思います。

ぜひ今後積極的に空き家問題に取り組んでいただきまして、定住化の促進につながりますよう、ぜひ今後補助制度を創設してはいかがでしょうか。今後の課題ですけども、村長は今、それは将来、近い将来か遠い将来か分かりませんが、令和8年度という近い将来が待っておりますので、村長は今どう考えておりますか。村長のお考えをお聞かせください

い。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど、佐藤議員からお話しありましたように、実際にかなり空き家の数はまだまだたくさんございます。その中で206件ということになっていますが、実際にはそれ以上あるというふうに考えておりますけれども、私もリフォームに立ち会ったことがございますが、空き家自体を本当に住めるようにするという事はかなりやっぱり多額の費用がかかります。そういった意味でなかなか定住していただきたいということで外に呼びかけても、よほどその家庭のご理解がないと、田舎には来ないということは実感できます。

そういった中で、こういった処遇をしていくのかということですが、本来はやはり村内で使える、村内の方が使える、また村内の人が村から流出しないような方策をやっぱり取っていくということのほうが重要ではないかなというふうに私考えておりますので、今実際はかなり実習生の方がおりますけれども、住むところがやっぱり足りないような状況も生まれていますので、そういった意味では逆にそういった方々が住めるようなところ、形にしていったほうが有効利用できるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） そうです。確かに村内、今住んでいる方が有効できるように。有効できるようにするためには、先ほど言いましたようにそのまま使う、入ったら使えるようにしてあげる、そういったことも必要かと思っておりますので、ぜひその辺を考えていただいて、流出を防ぐ、流入もあるということを進めていただきたいと思います。

この昭和村空き家解体補助金ですか、今回の補正でもありましたけれども、件数が増えたので補正しますというお話もございました。これ解体だけでなく、修繕にも費用を充ててほしいと思います。ぜひこの辺、考えてはいただけないでしょうか。考えていただきたいと願っております。それは空き家を持っている方の実際の切なる願いでもありますので、村長、いかがでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） うちの実は母の実家も空き家になっておりまして、非常に苦心をしているんですが、非常に個人資産の部分と相続の部分ともろもろ絡んでおりますので、それを村が果たして修繕することがいいかどうかということが、非常に問題がございます。ですから、そのところをきちっと考えた上で行わないと、逆にまた相続のほうでかえってもめてしまうということが発生しますので、その辺、十分に加味しながら。本当に佐藤議員おっしゃるように、リフォームというのは今、相当お金がかかります。ですから、今20万の金額を出しているわけですが、とても20万なんていうのは、はっきり言ってスズメの涙みたいなものだと思いますので、そういった意味では仮に賃貸で貸す場合においても、もう少し村としても金額を上げなきゃいけないかなという事は感じます。

以上です。

○2番（佐藤好美君） ありがとうございます。

賃貸で貸す場合でも、村としても金額を上げていかなければならないと、とても非常にうれしい回答をいただきましたので、ぜひその辺は実現していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、次に新築住宅の補助制度ですが、何回も言うようですけれども、制約があって、大分以前も質問したんですけれども、すごくプロジェクトチームで検討して、その部分も検討したんですよという回答をいただいております。

しかしながら、やっぱりそこがネックになって、補助金が頂けないという。新築するんですけども、家を建てたらお金もらえるんじゃないの、もらえるというのは変ですけれども、補助金出るんじゃないのと思ったら、実は申請したら補助金の対象にならないというケースがございます。それはなぜかという年齢制限、あと配偶者がいること、それから2世帯住宅にした場合、例えばお風呂が2つ、トイレが2つ、居間が2つ、玄関が2つなければいけない。

2世帯住宅でも玄関が1つでも、そこから分かれるという場合がございますので、仮の裏玄関も玄関だよというみなしをすれば玄関になるのかもしれないんですけれども、そういった条件がございますので、補助金を150万、そして村内であれば200万新築した場合、村内業者であれば200万、新築住宅には補助制度があります。すばらしい拡充だったと思

います。

ただ、その条件をプロジェクトチームでもう一度お考えいただいて、制約を規制緩和していただきたいと思います。

昭和村に家を建てようと思っても、ああ、でも条件が合わないので、やっぱりほかの市町村に建てようとならないためにも、制度の見直しをぜひよろしく願いいたします。

最近では、高齢で幸せな家庭を築いている方がいらっしゃるとお伺いいたしました。年齢、私は45歳という年齢が適当かどうかというのは当時適当だろうとして皆さんで協議した年齢かと思うんですが、今、高齢化社会を迎えていまして、高齢化になっても、あるいはリタイアしても家を建てて、住み続けたいという方がいらっしゃいます。そして、そこからまた輪が広がるかもしれません。そんなことも含めた上でぜひ新築住宅のその規制緩和ですね、その辺をプロジェクトチームで再検討していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。村長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員の質問にお答えいたします。

本当にいろんな面で、特に若い方は住宅といいますと、今はかなりもう上がりまして相当1戸を建てるのにお金がかかりますので、その理由は十分に分かるんですが、今は大体若い方は結婚をされて、お二人とも勤めている方が多いですから、そういった意味で収入の部分については、以前よりは多いんじゃないかと思うんですが、ただ、そういった面でいろいろ村としても十分に考えていかなきゃいけないとは思うんですが、やはりプロジェクトチームでもう一回しっかりとその辺のところを協議していただいてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（永井一行君） 佐藤議員、挙手をして、指名されてから発言してください。

佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） それから、最後になりますけれども、新築は難しいですが、現在住んでいる家をリフォームして住み続けたいと考えている村民。先ほど、村長おっしゃっ

たんですけども、リフォームにはやっぱり大金、20万はスズメの涙という言葉をおっしゃいました。リフォームすると、本当に20万の掛ける10倍ですか。ちょっとしたリフォームでも費用がかかります。特に今はリフォームをしようとして、例えば知っている方が見積りを取ろうとする、資材が上がりました、こういった費用が上がりました、何が上がりました、これがかかります。ちょっと二、三年前の費用と今の費用と本当に価格が違うんですよね、何かしようとする。

なので、そういった面も含めて、何ですか、リフォームの補助金、ぜひ村長、やるとしたら20万から少しちょっとアップしていただかないと、リフォームしようと思っても躊躇してしまって我慢しようというお宅があるかもしれないので、この物価高の中であれもかかる、これもかかる、でも住むためにはもっとちゃんとした、20万かもう少し頂ければという、そういうのを考えていただければと思います。

例えば、キッチンやお風呂、トイレなどの修理等水回りは経年劣化し、改修を余儀なくされると思いますが、どのような方、現在の家に……

〔発言する者あり〕

○2番（佐藤好美君） はい、介護のほうでも補助金出ます。

ただ、介護の方が何ていうんですか、必要とされる介護認定を受ければ補助金出ますので、それはもちろん承知しております。

ただ、介護認定を受けなくてリフォームをするという方もいらっしゃいますので、ぜひそのような方のリフォームにも補助の拡充をしていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、新築に関してもリフォームに関してもとにかく空き家の改修に関しても、現在物価が高騰しておりまして、びっくりするほどの見積りになります。なので、来年の年度当初の予算というわけにはいかないかもしれないんですけども、そういったことを踏まえて物価高騰のことを配慮いたしまして、特段の配慮をいただきまして、村民のために本当にこれが必要なのではないかとこのことを村として考えていただきたいと思います。

最後に、村のリーダーである村長と、そして定住化促進プロジェクトチームのメンバーが、昭和村の輝く未来を見据えた協議をして、新たな定住化促進、その道に進んでいきたいと願っております。先ほど村長からいいお答えいただきましたので、ぜひそれを目指し

プロジェクトチームの皆さんもどうしたらいいかということで検討していただきたいと思えます。

以上です。以上、1項目めを終わります。

○議長（永井一行君） 続けて質問をお願いします。

佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） デマンドバスの高齢者や障害者、妊産婦等、利便性を生かした村民に優しい運行について質問いたします。

令和5年から運行しているデマンドバスの利用状況報告と、利便性を考慮し内容を改善し、より村民に優しい運行を望みます。特に、高齢者や障害者、妊産婦等に配慮した、ドアからドアへとして、自宅と目的地をつなぐ仕組みの運行を求めます。

運行から2年がたち、デマンドバスが村内を運行する様子がかげえ、村になじんできているように感じます。

しかしながら、デマンドバスは予約が必要で、その予約の時間にバス停で待つ必要があります。また、降りるときは目的地の近くのバス停で降りて、目的地まで歩かなければなりません。

高齢者は免許返納を強いられ、安全性は確保されますが不便さが増し、障害を持った方や妊産婦の方にも、予約、待つ、歩くが必要になります。

費用面での負担に対する支援策も含めて家の玄関から目的地まで行けるような、理想的な村民に優しいデマンドバスの運行の改善を求めます。昭和村のデマンドバスがドア・ツー・ドアになりますことを願います。

2項目めの質問、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんのデマンドバスの高齢者や障害者、妊産婦等、利便性を生かした村民に優しい運行についてのご質問にお答えいたします。

本村のデマンドバス運行は、昨年3月末より開始し、1年8か月が経過しました。利用状況については、導入開始から増加傾向にありましたが、ここ数か月は落ち着いている状

況であり、1日平均は15人となっております。

このデマンドバスの特性は、路線バスとタクシーの間にある交通機関であります。デマンドバス導入に至る経緯については、路線バスの利用者の減少や、乗客のいない無人バスの不経済な運行の見直しから、公共交通についての村民アンケートの結果を基に、関係機関と協議検討を行った結果、高齢者など運転免許証を保持していない方々の日常の移動手段として、また、学生の通学手段として、既存路線バスの始発及び最終便の運行は維持しつつ、日中のバスをデマンド運行することとしたものであります。

ご質問のドアからドアへは、高齢者や障害者の方々の移動の際に大変便利で理想なサービスだと思います。

しかしながら、ドアからドアへは、本来タクシー事業者の役割であり、本村導入のデマンド型交通とは運行形態が異なるため、運行許可の条件である道路運送法に定められた地域公共交通会議において、利害関係者との合意形成を図るには大変難しい案件となります。

高齢者や障害者、妊産婦に配慮したドアからドアへについては、タクシーやデマンドバス以外で、ご質問のような方法が可能か、他市町村の取組や、福祉バスの導入などを含め、研究してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） デマンドバスの運行状況が、村民に喜ばれているということが一番重要かと思います。デマンドバスが走って、以前のバスよりもとても使いやすくなったねというのが、やっぱり村民が望んでいることかと思います。

私が再質問する、これからするのは、改善してほしい点でございます。デマンドバスは、村長1回幾らか分かりますでしょうか。1回400円でございます。そうすると往復で800円になります。皆さん、ご存じかと思うんですけども。制度が昭和村には、運行の助成制度がございます。これは65歳以上高齢者、前期高齢者ですね。この方を対象としてある手続を踏めば400円、1回400円が半分の200円になります。これはとてもいいことだと思います。いい制度ができたと思います。

ところが、この200円で乗れる制度を受けるためには、どうしたら受けられると思いますか。役場でできますか。役場の窓口で今までのようにバスカードを買って、バスカード

を10枚買う人もいました。3千幾らが1,700円のバスカードを買って、役場でカードを買って、そして乗ることができました。

ただ、この制度、バス運行の昭和村高齢者バス運賃助成事業実施要綱ございます。この制度に基づきまして、実際に基づいて動くと、関越交通まで出向いて行って、そして申請を取るという手続が必要になるかと思われまます。これ実際に役場の窓口でできるとしたらすみません、失礼しました。今は、役場の窓口でできますということであれば、そういう回答をいただきたいと思ひます。

そして、申請をいたしまして、そうすると、今度カードを求めなければなりません。そのカードは何かというと、P A S M O か S u i c a のカードを高齢者が求めるんですね。そして、P A S M O か S u i c a で求めて、それをお金が、P A S M O か S u i c a の中にお金がなくなったら、今度はコンビニ等でチャージという、チャージというのは日本語に訳すとちょっと分からないんですけども、チャージしなければなりません。そういう手続を踏んだ上で400円が200円になるんですよ。そして、乗るという仕組みだと思われまます、実際には。これが違っていたら申し訳ないんですけども、なので、出向く足、交通手段が大変な高齢者が本当に関越交通まで手続をして、コンビニに行って、チャージしてという、そういう制度をしたら初めて400円が1回200円になるという、現在そのような制度になっていると思ひます。

これが改善されて、今違っていたら申し訳ありませんけれども、私の知っている限りでは、助成制度はそういう流れで、とても高齢者にはハードルが高い、逆に現金のほうがよっぽど楽だねと、200円にするためには。400円は現金だとしても、200円はということがございます。

交通会社等の関係もあるかと思ひますが、運賃の助成はできれば役場でできるよう、お願いしたいと思ひます。

村長、いかがでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） デマンドバスにつきましては、企画課長のほうから答弁させまますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、デマンドバスを担当します企画のほうから、すみません、先ほどの質問にお答えをさせていただきます。

まず、デマンドバスのシステムにつきましては、先ほど佐藤議員が言ったSuica、nolbé、あとPASMOの3種類のカードが使えるシステム、それしか使えないシステムになっております。ですので、先ほどおっしゃったとおり申請を、高齢者の賃金助成の申請をしていただく場合につきましては、まず関越交通の沼田営業所に行ってくださいというのが手続になっています。今も変わらないと思います。そこで手続をしていただいて、身分証明書を出していただいて、使用の本人確認書の証明を発行をしていただきます。それは関越交通で発行をしていただくものとなっております。ですので、その辺につきましても役場ではできないというところもございます。

もう一つは、そのときに一緒にPASMOとかSuica、Suicaのもう一つの種類でnolbéというのものもあるんですけども、Suica、nolbé、これはSuicaの群馬県版のカードなんですけど、その3種類。関越交通で発行ができるのがPASMOとなっています。そのカードを使わなければならないために、そちらに行ってください、PASMOのカードも一緒に手続をして、購入をデポジットで少しお金を入れていただいて、そこにお金を入れていただくということとなっております。ですので、今までどおりの手続は変わりません。

ただし、担当は健康福祉課になりますが、以前私もいまして、そこで目が見えなかったり、対応ができなかったりする方には、窓口は関越交通になりますが行けますかという確認を取らせていただいています。万が一、私一人では行けない、息子に送ってもらうこともできないでしたら、私のほうで、福祉系のほうで連れていって、手続を一緒にしましょうということで支援はさせていただいているところでございます。

ただ、大丈夫だよ、うちは家族でいるから、私がそうしますよという方につきましては、お願いをしているというような流れで実際やっています。

料金につきましても、乗り放題という形でいいのかわからないですが、1回乗ることに400円、その高齢者賃金の補助金を申請していただきますと、半額の200円になります。な

おかつ、身体障害者手帳を持って、そこで提示をしていただきますと100円になります。ですので、400円、200円で障害者割引で100円となります。ですので、障害者手帳をお持ちの方につきましては、さらに半額で往復で200円で行くことができているような状況になっております。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ありがとうございます。大変、何ていうんですか、目が見えない方、それから息子さんに送っていただいたりとか、そういうことができない方、家族に送ってもらうことができない方、そういう方に対する村としてのできる限りの支援はしているというご回答をいただきました。

もし、それは村民の方は知らないと思うんですよね。家族の人に連れてくねえかなと言ったときに、いや、自分で行けよと言ったときに、じゃ、400円出すかとならないように、こういってお困りの方はデジバスを使って、関越交通まで行かなければいけないんだよ。でも、もし関越交通まで行くことが大変な方は、ぜひお申し出くださいという親切な対応というんですか、そういうことをどこかで周知すれば、こういったそこまで行くんだら、それじゃ400円で行くかなとならないかなと思うんですよね。せっかく200円という制度がございますので、ぜひこういったことを村民の方に周知していただいて、デジバスが今さっき減ってきているというご回答ございました。乗り控えしている人もいるかもしれません。そういったことのないように、ぜひ親切な対応をしていただきたいと思います。

それでは、再質問でこのまま続けさせていただきます。

昭和村はデマンドバス、これ通称デジバスですね、すごく期待にあふれていました。既に運行して2年、1年8か月ですか、正式には。これ、メリット、デメリットを検証していただきまして、利用しやすいデマンドバスの運行、これ村長の公約でございますけれども、デジバスの運行を望みます。

参考に友好都市の玉村は、たまGO乗合タクシーを導入いたしました。先ほど回答にもありましたように、今運行していてメリットは何か、デメリットは何か、それを確認していただきまして、さらに他市町村のよいところを本村でもやっぱりまねる、まねるという

ことは学ぶということなんですけれども、学んでいただいて、まねていただいて、昭和村に導入していただく、それは村長、可能でしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問につきましては、企画課長のほうから答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、先ほどの質問にお答えさせていただきます。

確かに、メリット、デメリットはございます。そういうところにつきましては、他の市町村、友好交流を結んでいる玉村町さんの意見なんかも参考にさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 佐藤好美君。

〔2番 佐藤好美君発言〕

○2番（佐藤好美君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問です。

役場庁舎内に乳児から高齢者まで利用できる村民交流広場の確保について質問いたします。

庁舎内には第2村長室もできました。村民のためにも居場所・憩い・交流の場所としてのスペースも設けてください。

医務室を第2村長室として、村民が意見や相談等ができる場所を設けたと思います。新しい役場庁舎のスペースを確保して、複合施設とまではいきませんが、村民が過ごし交流できる場所を設けてください。子育て世代、学習が必要な世代、高齢者等様々な世代の方が利用でき、会話ができ、楽しく過ごせるスペースはできないでしょうか。

沼田市役所は空いたスペースにテーブルや椅子があり、学習する場所もあります。行政の機能はもちろんのこと、村民に親しまれる役場庁舎であってほしいです。また、3階の議場がフラットですが、フラットである利点も生かしてはいかがでしょうか。

新庁舎ができ、村民が様々な形で利用できることを期待いたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 佐藤好美議員さんの役場庁舎に乳児から高齢者まで利用できる村民交流広場の確保についてのご質問にお答えいたします。

現在の庁舎は、建設委員会等で議論を重ね、次の基本方針を基に整備しております。

まず1つ目が、見やすい案内表示やユニバーサルデザインを基本とし、子供から高齢者、障害者、妊産婦などの全ての来庁者が使いやすい利用者の視点に立った庁舎、2つ目が防災拠点の役割を果たす庁舎、3つ目が機能性・柔軟性・経済性に優れた庁舎、4つ目が環境・景観に配慮した庁舎となっております。

このうち、3つ目の機能性・柔軟性・経済性に優れた庁舎では、健全財政の継続や、将来の人口動向を見据え、豪華な要素を極力排除し、コンパクトで適正な規模の庁舎としており、この基本方針を基に、必要とするスペースを確保し、適正な規模の庁舎となるよう整備しております。

ご質問の村民の居場所・憩い・交流の場所としてのスペース確保、子育て世代、学習が必要な世代、高齢者等様々な世代の方が利用でき、会話をし、楽しく過ごせるスペースの確保についてですが、今回のご質問では、不特定多数の方が、周囲に気兼ねなく自由に使用できるようなスペースということになるかと思えます。特定の方が頻繁に使用し、いつ来てもその方たちがいて使うことができないという状況は、佐藤議員の趣旨に合わないこととなりますので、二、三人が使用する広さではなく、ある程度の広さを確保する必要があると思えます。

例に挙げていただいている沼田市役所は、延べ床面積が、約2万4,066平方メートルであり、昭和村役場庁舎の約2,753平米と比べ、約8.7倍の面積を有しております。また、複合施設として整備されているため、ご質問にあるようなスペースを確保することは容易であると思えます。

本村の庁舎は、使いやすさや機能を重視し、コンパクトにまとめて、今後の人口減少を踏まえた中で費用を抑えて建てた庁舎のため、建物のスペースの関係から沼田市役所のような対応は非常に難しいと思っております。

また、沼田市役所は、休日・夜間の一定の時間まで自由に施設に入ることができるようになっておりますが、立ち入ることを禁止する事務スペースなどは、シャッター等で閉鎖され、一般の方は入れないようになっております。

しかし、本村の庁舎には、そのような機能はなく、休日・夜間に庁舎の一般開放をする  
と情報管理やセキュリティ上、非常に問題があると思います。

そして、職員が複数いる日中、今あるスペースを活用する場合がありますが、会議室は、頻繁に会議や打合せで使用されており、時には急な住民の方との打合せや相談などで使用しています。

一般の方が自由に交流スペースとして使用する場合は、未使用時限定となり、急に使用する必要がある場合は出ていただくようなことになるため、利用者に柔軟に対応していただくという非常に難しい運用を強いられることになると思います。

ロビーなどの余裕スペースの使用については、役場には様々な方が来庁され、中には深刻な話をされるため来庁する方もいらっしゃいます。そのような相談をされている中で、談笑されている声が聞こえてくることや視線を感じることは、あまり好ましくない環境になると思います。また、中には地声が大きな方や感情を表に出して大きな声で職員に怒鳴りつけるような方なども来庁され、歓談されに来ている方たちが聞こうとしなくても聞こえてしまうことも多々あると思います。その場合に、誰々が何々課に来ていた、頻繁に来ている、こんな相談をしていたなど、それらの情報が外部に広まらないか懸念されますので、ロビーなどの余裕スペースを使用することも難しいと思います。

そして、ご提案の3階議場を一般解放することについてですが、議場は議会や出席人数の多い会議、選挙の開票などで使用することを想定して整備しております。

想定していなかった一般開放をすることになると、現在議会で使用している机や椅子は、そのままの状態に来庁者に使用していただくか、議会用の机や椅子を西庁舎などの別の施設に全て移動させ、専用の机や椅子、その他の備品を購入するのか、不特定多数の方が使  
用しますので、常駐する職員の配置や、議場内での飲食の取扱いはどうするのかなどの課題もあり、議場についても、一般開放には向かないのではないかと考えておりますので、  
よろしく願いいたします。

○2番（佐藤好美君） はい、議長。終わり。一言だけ。

○議長（永井一行君） 発言時間を超えていますので、以上で打ち切りといたしたいと思  
います。

○2番（佐藤好美君） 分かりました。ご丁寧なご回答をありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

10時35分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時19分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

○議長（永井一行君） 次に、10番議員、加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） さきの通告により一般質問を行います。

農産物直売所旬菜館の今後の運営について、また、新年度予算での在り方について伺  
いたいと思います。

旬菜館は、村で一番集客力のある公的施設であることは、誰もが認めているとお  
りだ  
と思います。近頃は土日・祝日だけでなく、平日でも店内は混雑を極めております。そ  
こ  
でお聞きします。

何か抜本的な解決策を関係各課で調整し、これなら何年かけても、また全く違  
った  
イメージで村をPRしながら、利用客の皆さん、また利用者の皆様にも迷惑のか  
か  
らない施設とするのか、現在のままずるずると行くのか、村長のお考えをお聞  
き  
したい。

また、関連して借用地の買収も含めて、今後の周辺をどこまで村の施設に  
し  
たいのか、希望的観測があつたら産業課長にお示し願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの農産物直売所旬菜館の今後の運営について、また、新年度予算での在り方についてのご質問にお答えいたします。

旬菜館の売場面積が狭いことやお客様にレジ待ち等が発生している現状についての解決策としまして、令和5年度に増改築工事により売場面積を広げる方法を検討しましたが、建築基準法により増築できる面積が限られていることや、計画していた増改築を行う場合の費用対効果が低いこと等により、事業内容の再検討との結論に至りました。

また、新築につきましても検討いたしましたが、現在の敷地内ではどこも課題があり、敷地内のここなら最適な場所で、新しい直売所を問題なく建てられるという場所の確保が難しい状況にあります。

つきましては、現段階では来年度予算に計上することができませんが、県から新しい交付金の情報提供がありましたので、増改築工事等も該当になるかなどを含め調査・確認をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 申し訳ねえけれども、前段、村長とやるから。

具体的に新築についても検討をしたということですが、その辺についてはもう少し具体的に説明をお願いいたします。

それから、県から新しい交付金の情報提供があったということですが、これらはどのような形で来ているのか、説明ができる範囲で結構なんですがお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 今、実は現状、商工会、または観光関係の方々、また村内の設計を主としている方々とちょっといろいろと話をさせていただいて、旬菜館だけではないんですが、道の駅全体のイメージとしてどういったものがあるかということも拾い出しております。それとあと、前にいただいております住民アンケート等がありますので、そういったものを踏まえて総体的な計画を再度練り直したいと思っておりますので、もう少しまだ時間がかかるかと思っております。

それと、先ほどの補助金につきましては、担当課長のほうから答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） 補助金の質問についてお答えいたします。

補助金は、デジタル田園都市構想国庫交付金の後継交付金となります。詳細につきましては、これからになりますので確認したいと考えています。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 補助率はどのくらいの割合で来る予定で、上限はどのくらいあるんですかね。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） ただいまのご質問にお答えします。

現段階では、補助率、上限とか詳細についてはまだ公表されていませんので、これからとなりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 大体のものが国庫補助率、大体2分の1というような感じで、国か県によって違うと思うけれども、県なら30%かな、それくらいがあれだと思いますけれども、ぜひ一つ前向きに検討して、来年度予算には乗らないというような感触だとすると、来年はできないというふうに考えられますけれども、ぜひ前向きに検討して、補正でも出せるような体制を組んでいただいて、早くに方向を決めたほうがよろしいんじゃないかなと感じている次第でございます。

それから、ちぐはぐになったんですが産業課長に前の質問の回答を願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） 加藤生議員さんの借用地の買収も含め、今後周辺をどこまで村の施設にしたいかのご質問にお答えいたします。

道の駅めぐり一む昭和の敷地は、全ての土地が借用地となります。

私の希望的観測になりますが、現在、建物などが建っている筆を買収できたら、今後、道の駅の運営面にとってもよいことだと思います。

また、周辺の土地をどこまで施設にしたいかにつきましては、現在、周辺をどこまで村の施設にしたいかという具体的な構想はありませんが、今後、建物の拡張は優先的に必要だと感じており、それにより土地拡張が必要であれば、土地の取得も考えなければならないと思っています。

そして、道の駅を拡張していく場合に、東側や西側は高低差があることや村道に接していること、周囲の土地が民有地であることなどから、拡張していく上では課題もあると思っております。

道の駅周辺を拡張していくためには、道の駅全体の構想を皆でつくり、計画的に拡張をしていくことが利用しやすい道の駅になると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 課長から前向きな答弁をいただいたんですが、ぜひ借用地につきましても、公有地化するように努力を願いたいと思いますし、また、村道森下幹線ですか、から北側ずっと農協の資材倉庫だっけ、南部のあれがあるその北側の道路の線まで含めたエリアで一つ広範囲な図面を描いて、そしてどこまで実現できるか分からないけれども、それに向かってもう少し土地の確保をしていただいて、その中で先ほど言った旬菜館の在り方をもう一度再検討していくほうがよろしんじゃないかなと感じる次第でございますけれども、これは村長の決断が一番必要なわけで、課長の提案を私がここで聞いて、村長のほうにまた振るといような形になろうかと思っておりますけれども、最後に村長はどのように考えているのか、あの周辺をどういう形で村の玄関としてやっていくのか、答弁を願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの質問にお答えいたします。

加藤議員おっしゃるように、まさに昭和村の玄関口でございます。そういった意味においては旬菜館だけの問題でなくして、道の駅全体の問題として考えていきたいというふうに考えております。これはあくまで構想でございますけれども、旬菜館のほうはやはり場所的にも今の位置を若干ずらすことは可能かと思いますが、観光拠点となる昭和村観光協会の拠点をつくりたいということと、あとはトイレはどうしても古くなっておりまして、ただ、当初、加藤村政のときに造ったものですから、下水道がうまく流れていないという状況が発生しておりまして、臭い等が籠もるといような苦情も来ております。

また、足湯につきましても、現在、円形のものでなっておるわけですが、循環式のために衛生的ではないという話と、やはり上がって円形ですと、いろんな部分で女性の方も円形は困るというような話も聞いております。やはりかけ流しというのが足湯としては一番の理想のものであるということと、やはり足湯を入りながら昭和村のすばらしい景観を見ただけということも大事ではないかなというふうに考えております。

また、考え方としまして、昭和村と横浜市との交流ということで、横浜村をつくったらどうかというような話もございます。

それと、せっかくキャノンの上にあれだけすばらしい林が残っておりますので、そこをフラワーパークでありませぬけれども、そういったテーマパークみたいにしたらどうかと。公園ですと、いろいろとまた遊具等の問題がございますので、そういったテーマパークにして家族で来ていただいたらどうかとか、あと横浜市の市花がバラですので、バラ園などを造ったらどうかというような話もあります。

いろんな話がありますけれども、そういったいろんな構想の中で今後いろいろと考えていって、加藤議員おっしゃるように、なるべく早くにそういうふうなところを計画を立てて行きたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 初めて村長から構想を聞いたわけですがけれども、ぜひ観光資源

の少ない我が村ですから、一つインターから下りてすぐの玄関口、地の利を生かしている  
いろと構想青写真を描きながら、全庁的にみんなの職員の知恵を出し合っていて、  
すばらしい玄関にしてもらいたいと思いますし、またこれからも旬菜館が農家と利用客、  
それらの方々のやっぱり一番のつなぎ役という形でやっていければ、この村もまだまだ頑  
張っていけると思いますんで、ぜひそちらのほうに力を少し割いていただいて、今後職員  
さんも産業課長だけでなく、全部の課長さんが考えて、どういうふうにしたらいいかとい  
う村の将来構想をひとつ練っていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。頑張ってください。よろしく申し上げます。  
終わります。

---

○議長（永井一行君） 次に、9番議員、林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 通告をいたしました3項目にわたり、項目ごとに質問をさせてい  
ただきます。

最初に、道路の安全対策について伺います。

道路の維持補修等の予算については、当初予算で約3億円と、もう10年以上も増やされ  
ていません。工事単価も上がり、凸凹危険村道が増えるばかりです。各行政区などから改  
修要望が出されても5年以上待ちは当たり前と、改修が追いついていない現状について、  
予算増額が求められています。

また、交通安全対策に欠かせないカーブミラーですが、老朽化で更新を要望しても、1  
年たってもほったらかし状態で看過できません。森下信号から入原までの県道には、30基  
40鏡が設置されていますが、全て村設置で、県設置は確認できませんでした。

老朽化で交換必要が5基、破損が2基、支柱交換が必要なのが1基、さびさびでメンテ  
必要が多数確認されました。年に1回くらいは、村内全域を点検し対応が必要と考えます。

さらに、1,000くらいある街灯・防犯灯ですが、LED800基への交換工事や電気料は全  
額村負担です。そこで、具体的に伺います。

①君河原橋の補修もありますが、村道維持補修管理の当初予算を約3億円から4億円へ  
1億円増額するよう求めます。

②道路管理者が設置するとされているカーブミラーの設置基準は、県設置が何基、村設置が何基あるのか、樹脂・ステン・ガラスなどの材質別の基数は、維持補修に必要な台帳管理はどのように行っているのか説明を求めます。

③防犯灯の台帳管理についての説明と、村営への移行を、移管ですかね、移行を求めます。

最初の質問とします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの道路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、①村道維持補修管理の当初予算の増額につきましては、各地区からの道路舗装等の請願や陳情の採択状況や緊急性などを考慮しながら予算の確保をしておりますが、全ての要望に応えられていない状況ではあります。

道路は我々の生活に必要不可欠なものと考えておりますが、予算の増額については、限られた収入の中で、道路以外に、教育、福祉、防災、農業などの産業支援、上下水道など、様々な事業を行っていく必要があります、総合的に判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、②カーブミラーの設置基数や材質別の基数についてですが、村では設置基数などについての把握はしておらず、台帳管理についても行っておりません。

また、県でも設置基数などについての把握はしておらず、台帳管理も行っていないとのことでもあります。

現在、カーブミラーの設置については各区の区長さんの申請により要望箇所の把握を行い、必要性などを考慮した上で順次設置をしております。また、ミラー面や支柱の劣化の連絡があった場合は、現地を確認し、交換・撤去等が必要と判断した場合には対応をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、③防犯灯の台帳管理と村営への移行を求めますについてですが、まず、防犯灯の台帳管理につきましては、平成26年度に実施した防犯灯のLED化事業の際、電気事業者から提出された位置図と村の統合型地理情報システムに位置を落とし管理しております。

村営への移行についてですが、現在、防犯灯の設置は、各行政区において、必要な場所へ設置していただき、管理もお願いしておりますが、新たに設置する場合や更新する場合の設置費用や年間の電気料金については、村で補助をしております。

また、行政区境などの、どの行政区で設置すべきか判断に迷うような場合で、人通りが多く防犯灯の必要な場所には、村で設置して、管理しております。

行政区で維持・管理している防犯灯を村営に移行することについては、地域で判断し、維持・管理していただくことで、地域の防犯力の向上にもつながると思いますので、維持・管理については、引き続き村で支援しながら各行政区で実施していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 道路の予算の関係なんですけれども、分かりやすい予算書というんで毎年やるわけなんですけど、これ10年ほど前と比較をしてみましたけれども、いろいろ項目が変わったりしているので単純に比較はできないんですが、3億3,494万円から令和6年度が3億3,367万円、ほとんどここずっと道路関係の予算が横ばい、要するにもう10年、20年前までは調べておりませんが、もう10年以上にわたって基本3億円前後でもう予算を最初に決めると。それで、その3億円の予算の範囲でやれる仕事をやるというような流れに来ているかなというのを見て取れるわけなんですよ。

となりますと、林栄一議員さんがこれ先にやれよ、建設課長が予算がねえもんでできっこねえじゃねえかと言いたいところだけれども、そういうふうには答えられねえから前向きにやるような答弁をするけれども、予算がないからできないんですよ、村長。ですから、この役場庁舎を造ったときも、もうあと数か月遅かったら2割から3割建設費が増えていたと、資材の高騰で。もうここそういう流れで、例えば10年前の3億円と今の3億円では3割目減りしているわけですよ。要するにもう3割事業を減らしているわけなんですよ、昭和村の道路維持は、実際物価高騰で。同じ単価で同じ工事ができないですから。

ですから、そういう状況の中で70億円の基金をためこんでいるわけですから、住民の要求に応じて本当に凸凹村道を今直そうと思ったら、もう1億円増額が必要だ。村長さん代わりましたんでね、前の村長さんはずっとやってきて自分で考えがあったでしょうけれど

も、新しい村長さんになったんですから、来年度予算で思い切ってここ力を入れようという事は、切り替えで可能な時期なんで、改めて村長にお願いするわけですよ。毎年要望しても、予算増やしません、5年待ち、待っていてくださいと、そのうちやりますよという状況で凸凹村道を放置するというやり方じゃなくて、思い切って予算を増やしてやってほしいというお願いなんです。そこを理解してもらいたい。

それと、私もニュースで報道しましたけれども、ご承知のように君河原橋の耐震補強9億円かかります。9億円が来年度から何か年かで事業します。この9億円の予算を確保するのに補助金も半分ぐらい来るとは思いますけれども、当然この予算は増やさなきゃならないわけなんです。となると、じゃ君河原橋の予算が毎年1億かかるから、じゃ、こっちの道路補修は少し削ろうということになったら、ますます凸凹村道が凸凹になっちゃうんじゃないですか。村長、あれですか、君河原の予算はもちろん取って、9億円ちょっと多いなと思うんです。もう少し節約して7億ぐらいでできないかぐらいの気持ちなんですけれども、こういった大事業をやりながらであっても凸凹道路の予算少し頑張りたいという気持ち、村長はないんでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） ただいまの質問については、建設課長のほうから答えさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

建設課としましては、毎年、道路の補修事業ですか、こちらにつきましては請願、陳情等を優先して上げているようにはしているんですが、その中で先ほど村長からも回答ございましたが、やはり様々な事業がございますので、その中で決めていただくというような形でありますので、なるべくは多くやっていきたいとは思っておりますけれども、やはりその財政状況に応じてということになるろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 納得はできませんね、村長。これは課長に答弁振っても、課長は予算増やしますがという答弁できないんですよ。それは村長が答弁した範囲を超える答弁は、課長にはできないんですよ。もう村長決断がない限り、君河原橋の予算で来年1億増やすと。それ以上にプラスアルファで道路の凸凹補修も頑張ってるよという、村長が決断しない限り、これは進みません、林栄一さんが一生懸命、林栄一議員が頼んだって、予算がなければ建設課だって木障切り一つできないんですよ。道路の維持補修の予算は、もうここ10年、20年増やされていない。もうこれは減らされていると同じなんです、実質物価が上がって、資材が上がって。そうしたら、もう地元から区長さんが一生懸命陳情したって、実質これですよ。

何とかこれは村の財政状況全体を見て、私も今基金が70億超えている状況の中で、これは必要だと思って、村長の姿勢の問題でぜひ来年度予算、村長、初めての編成ですから。私は1億増やしてくれと要求しましたけれども、村長、どこまで頑張れるのかぜひ期待したいと思いますけれども、何回聞いてもこれ以上納得のいく答弁がないようなので、ちょっと時間もありますから次のカーブミラーの問題に移ります。

全くカーブミラーは要望があったらつけるけれども、あとは知らんぷりという感じの答弁だったような気がして納得がいかないんですが、やっぱり公共施設ですよ、カーブミラー。ちゃんと設置したら、どこに何年何月に設置して、どういう材質のものをつけて、そしてそこをちゃんと1年に1回ぐらいは回って、破損していないか、支柱が曲がっていないかチェックして、維持管理する、台帳を整備するなんて当たり前の話じゃないんでしょうか。全然村にカーブミラーが幾つあるかも分かりませんという答弁だったような気がするんですよ。村長は知らないと思いますけれども。

じゃ、建設課長、昭和村にカーブミラーが何個あるんですか。そのうち何個が県が設置して、村が設置したのが何個あるんですか。教えてください。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

村では今現在、カーブミラーの設置基数については、件数等把握しておりませんので、必要であれば今後把握していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 把握していないと。じゃ、把握していただきたいと、ぜひ要望しておきたいと思います。村中回って、どこにカーブミラーがついているのか、そしてそれは県がつけたのか、国がつけたのか、村がつけたのか、それでさびていないか。

私、回ってきたら、除雪作業の車がぶつけたんかな、あるいは乗用車がぶつけたんかな、何だ、ガードレールなんかもよくへこんでいますけれども、カーブミラーも支柱がこう曲がったままになっているところが、私ちょっとこの間、村内を回って3か所見つけました。やっぱり年1回ぐらいは全部回って点検して、1日あればできますよ、建設課の職員が。ここはちょっとさびているから少し修理して、ペンキぐらい塗っておこうと。ここはカーブミラーがちょっともう破損しているから交換しよう、そういう維持管理、責任持ってやってもらわなきゃ困るんじゃないかと思うんですよね。

私、前の総務課長のときに、1年ぐらい前に県道に4か所、あのときは4か所だったと思うんですけれども、もうほとんど曇って、役に立たない、交換が必要なカーブミラーがあるよと建設課に言いましたよね、1年前に。何でかという、入原の住民から大きな事故があったと。その近所の人みんな出てきて、そうしたらこのカーブミラーが曇っていたから事故が起きたんかなと。私のほうに、あそこあそこの2か所、もうほとんど磨いても光らないカーブミラーで何とかしてくださいという要望があったんで、すぐ私、役場のほうに申し入れた1年前ですけれども、それでその後1年、もう1年以上たちましたけれども、いや、県のだか村のだか調べているよと建設課長、言いましたよね。俺は県が県道だから、県が設置しているんかなと思って県道を見てきたら、森下の信号から入原のほうに行くところに群馬県が設置したカーブミラーと、私が見てですよ、群馬県が設置したカーブミラーというのは1つありませんでしたよ。

建設課長に聞きます。県が設置したカーブミラーというのはあるんですか。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

昨年、林幸司議員からそのような話をいただきまして、県のほうにお伝えをしたところ

でございます。県のほうでは、再度確認はしたんですけれども、それが最終的に確実に県のものか、村のものか、まだ今確認中というような答えでございました。

村としましても、村道から出てくる道路につきましては、村のほうで設置したのではないかと思われるんですが、やはり枝線から出てくるところでないカーブ等についているものについては、県の設置ではないかと思っておりますので、これまで林幸司議員から指摘される以前からほかのところでもカーブミラー、県道のお話ございまして、その都度県のほうにはお伝えしているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司議員。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 新しいやつは昭和村というシールが貼ってあるんですよ。けれども、群馬県と貼ってるのは私も村内の県道を年中通っていますけれども、ましては森下から1つありませんでした。群馬県というふうに表示がしてあるカーブミラー。だから、多分全部村が設置したカーブミラーかなと。約40基ぐらいあるカーブミラー、多分100%村設置だと思います。

村が設置したか、県が設置したかも分からないというんですよ。これで責任果たせるんですか。やっぱり村内にあるカーブミラーは、県道はできるだけ県に設置してもらったほうがいいと思います。県道なんですから。設置責任はあると思いますけれども、村がどんどん設置してちゃんと管理するという立場であれば、ちゃんと台帳を作って、1年に1回ぐらいは点検して、さび落とししたり、曲がっていたら直したり、ちゃんとやるようにしてもらいたいと思います。そういう体制が取れるように、建設課も忙しいからそんな暇ないよと言われてちゃ、困っちゃうんで、ぜひそういう体制と時間と予算とかけてカーブミラーは責任持って管理してもらおうように強く要望しておきたいと思います。

防犯灯のほうは、ちゃんと総合型地理情報システムという、何か私もよく分からないんですけど、総合型地理情報システムというすごいシステムに落として、防犯灯は管理しているけれども、カーブミラーは知らんよというんじゃ、カーブミラーも防犯灯と同じようにこういうシステムなどを利用して、管理ぐらい、台帳ぐらい整備して、どこのカーブミラーと言われたぱっと出るように、パソコンをピッと入れたら、あっ、このカーブミラーは何年度に幾らで、どういう材質で設置しました、いつメンテナンスしました、全部

分かるようにしてください。お願いします。

じゃ、時間もありますので、この防犯灯なんですけれども、LEDにするかどうかというので議論があったときに、いろいろほかの市町村もありまして、ほとんどの多くの市町村が20ワット、40ワットの蛍光灯を一斉にLEDに切り替えて、村でもたしか800ぐらいだったと思いますけれども、全部LED化は全額村のお金で切り替えをして、その後、その切り替えたLEDの防犯灯、電気料も含めて行政区の電気料は全額村が補助して、今、行政区は電気料の負担なしでやっているんですよ。ですから、もうほとんど村営なんですよ。

伺いますけれども、さっきちゃんと場所を管理していると言われましたんで、その一斉にLED化した後も毎年区のほうから10基、20基と追加要望が出て、補助をして、LEDの防犯灯を増やしていると思いますけれども、そうした追加した防犯灯についても全部このシステムに落として昭和村の中にある防犯灯は全部このシステムで場所が特定されて、管理されているのかどうか、確認の意味でお聞きします。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えをいたします。

LED化というのが先ほどの答弁にありましたように、平成26年に実施をしました。現在、829の防犯街灯がございます。その後も各地区から毎年数件設置の申請が上がってきますけれども、それ以降は台帳のほうには落とすようにしております。落とすようにはしております。落としております。ただ、基数がちょっと何基、この基数は何基かというのは、すみません、数字は分かりません。

なので、補助金も現在3分の2ですかね、上限が3万円ですけれども、補助金を出して対応しておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） LED化するときも、私も当時の議会でも村で全部村営にしてやるべきだということで何度も言ったんですけれども、村営にはしてもらえなかったんですが、交換費用は全額村負担ということで約800弱やりました。そのときに貝野瀬区も私も

区のことをずっと関わっていてあれなんですけれども、LED化した後も区に来る請求書を見たら、LEDは10ワットなんです。ですから、10ワットの請求で来ているのは全部LEDだとすぐ分かるんですけれども、20ワット、40ワットの請求出来ていると、これはおかしいなというんで、その20ワット、40ワットを調べたら2か所、もう防犯灯はついていないのにもかかわらず東電から請求が来ていることが分かりまして、東電のほうに連絡したら、ちゃんと車で来て、全部調べて、2基はもうないですよということを確認して、請求を減らしてもらいました。

そのほかにまだ貝野瀬区の場合は、行方不明防犯灯ですね、多分防犯灯はないんですけども、請求だけ来ている箇所が4か所ぐらいあるんですよ。私、その後も続けて調べようかと思ったんですけども、区に来る請求は、防犯灯の番号みたいなが入っているだけで、請求書を見てもどこの防犯灯か分からない仕組みなんです。全部東電の渋川まで行って、一覧表をもらって、電柱番号というのがあるんですけども、それと付け合わせをして、全部1件1件回らない限り分からないんですよ。だから、もう諦めました、そのときは忙しくて。まだ、だから多分貝野瀬区だけで4か所、防犯灯がどこにあるか分からないんですけども、請求だけ来ていると、20ワット、40ワットで請求が来ているようなところがあります。

あと、当時、赤城原区では、ずっと防犯灯をつけたんですけども、電気料は1円も払わず10年も20年もただで防犯灯を電気料を払わないで使っていた場所が数か所ありまして、LEDに変えるときに、今までの分、遡って請求してもらっても払えねえよというんで、勘弁してもらったという経過もありましたけれども、多分、今現在この村内ではきちんと把握されていないで、もう撤去されたけれども、電気料だけ払っているところ、あとはつけたけれども、電気料を払っていないとかいろいろまだあると思います。あると思いますけれども、なかなか区で管理できないんですよ。

だから一度村で、この800か所のLED化したときのはちゃんと整備されているんですから、それを基に村中、役場職員が850か所ぐらいなんですから、全部回って、チェックすれば、そういうもうものは無いのに請求が来ているものとか、いろいろそういうものもチェックできるはずなんです。ぜひそうやって村の責任で、一度この防犯灯については、全部村が責任を持つという形にしてもらわないと、区任せにしておいては、そういう問題

は解決しないと思います。ぜひもう電気料もほとんど村で出しているんですから、区に何もするなという意味じゃないですよ。区はちゃんと地元のことでですから、いろいろ管理するのはいいと思うんですけども、村の責任の村に移行してもらいたいと強く要望しておきたいと思います。

時間もなくて、佐藤議員じゃないですけども、終わらなくなっちゃ困るんで、次に行きたいと思います。

空き家の活用について伺います。

人口減少に伴いまして、全国的に空き家が増えています。全国では6,502万戸のうち900万戸、比率で13.8%と公表されております。中でも群馬は16.7%が空き家ということで、全国的には多い県となっております。何と6戸に1戸が空き家となっております。

本村においても空き家が激増していますが、なかなか活用や解体が進んでいません。解体して、更地にすると、固定資産税の特例減免が適用されなくなり、6倍、3倍に跳ね上がるからです。

東京都など多くの自治体が、小規模な非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免を実施しています。改修して活用の見込みのない老朽危険空き家などは、解体・更地にして、宅地として売り出したり、農地や家庭菜園として活用されるなどの可能性も高まります。

さらに、村としても、空き家の活用を本気で推進する必要があると考えます。それには職員体制を含め、思い切った予算を投入する必要があります。

村の事業として、移住者の受入れなどの人口増への対策事業として、村が空き家をリフォーム改修し、低家賃の住宅・賃貸住宅として活用することや、危険空き家は村が解体し、宅地の供給量を増やすことを提案いたします。

そこで、具体的に伺います。

①危険空き家などの解体に伴い敷地の活用が見込まれる場合などは、固定資産税の減免を実施していただきたい。

②村が借り上げたり、買上げで改修し活用する事業及び解体し宅地として活用する事業の実施を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの空き家の活用についてのご質問にお答えいたします。

初めに、①の危険空き家解体に伴う固定資産税減免についてですが、土地に対する固定資産税は、課税される年の1月1日において、住宅やアパートなど、人が居住するための家屋の敷地として利用されている場合には特例措置があり、税額が軽減されています。

具体的には、土地の面積が200平米までは、課税標準額が6分の1に減額され、200平米を超える部分は3分の1に減額されています。

しかし、空き家を解体しますと、この特例措置が適用されなくなり、税額が上昇することになります。

令和5年12月に国土交通省が公表した調査結果によりますと、全国1,718市町村のうち約3.8%の66の市町が、固定資産税上昇分を減免または補助金を交付しております。

県内では、高崎市と明和町が補助金を交付する形で負担軽減措置を講じていると報告されています。

固定資産税に関しては、市町村固有の貴重な自主財源であり、本村においても、村税収入の約半分を占める重要な財源であります。

減免につきましては、村税条例第71条に規定されている貧困や公益、災害のほか、特別の事由があるものに限定された個別例外的な手段であります。

本件につきましては、この特別な事由に該当させていくのかどうか、公平性や透明性の観点から慎重に判断していかなければならないと考えています。

また、仮に減免した場合の税額減収分は、国や県などから補填されるものではありませんので、交付金や補助金を活用した手法がないか視野に入れつつ、情報収集を行いながら、総合的に判断していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、②村が買い上げて改修し活用する事業及び解体し宅地として活用する事業の実施を求めるについてですが、村の空き家対策といたしましては、令和4年度から、空き家解体補助事業を実施しています。

各年度の補助実績は、令和4年度に8件、令和5年度に4件、今年度は、現在5件と少しずつではありますが、空き家の解消につながっていると思います。

そして、ご質問の村による空き家の買上げや解体後の活用については、空き家を減少させることはできるかもしれませんが、権利関係の調査や買上げ費用、改修費用、解体費用などを考えますと、好立地で家の状態がよく、そのまま売却できるような空き家以外は、買えば買うほど村の財政的負担、人的な負担が大きくなることが予想され、ほかの事業にも影響が出てくるのではないかと心配されます。

思い切った予算を投入し、空き家を買い上げて改修し、低家賃の住宅・賃貸住宅などに活用する事業は、思い入れのある空き家をすぐに手放すことができず、また、解体費用がかかることなどから、年数がたち、管理も不十分で空き家自体が老朽化していることも多く、買取り費用がかかり、改修費用もかさむと予想され、賃貸料がそれらの費用に見合うのか、事業に取り組む前にしっかり検証する必要があると思います。

村内では、空き家となつてすぐに、専門的なノウハウを持つ民間事業者が空き家に手を加え、再利用される事案があるようです。

不動産事業の専門家ではない行政がこのような事業を担うよりも、専門的なノウハウを持つ民間事業者が、空き家の活用に取り組んでいただくことが、空き家解消を促進させるのではないかと考えられますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 全国では66の市町村が、これよりももっとほかにちょっと基準が違うけれども、やっているところはあると思います、補助みたいな形で。多分1割は行かないと思うけれども、やっているところはあると思いますが、県内では2つの市町村がやっているという固定資産税の減免ですね。

これは減免しても村長、固定資産税、収入は減らないんですよ、今までと同じですから。減免しているのを継続するだけなんです。例えば、6分1、3分の1が解除になると税金が増えちゃうからみんな解体しないわけですから。空き家解体すると、税金が納税額が増えちゃうから解体しないで、みんなちゅうちょしているわけですから、それを増えないようにしても、村の税収は減りません。現状維持なんですよ。で、解体は進むと、活用が進むということなんですよ。だから、全部やれというんじゃないんです。もう危険空き家というのは、村の責任で何とかしなきゃならないという空き家も出てきているわけなん

で、そういった危険空き家に対処する場合、その所有者はなかなか税金が6倍になるんじゃない、とても嫌だよという。それをただ6倍にしないよというだけなんですから、村の固定資産税がうんと減っちゃって困るよという、村長、考え方じゃないんですよ。そこはよく判断してやってもらいたい。

それと、沼田市は空き家をリフォームして、沼田市移住促進トライアルハウスというのを造って、幾日かここに泊って別荘代わりにしてもただです。体験移住ができるのを整備してやっていますけれども、昭和村も本格的に移住者を増やすという考えがあるんなら、何とか空き家を活用してでも何かやらないという。

よくテレビで南牧村とか上野村のほうが本当に人数的には何十人というレベルですけども、移住を増やすために空き家の活用で頑張ってる移住者を増やしている、よくテレビで頑張っている人を見ますけれども、昭和村は全く何もやっていません。

さっき佐藤議員からも空き家の問題もあったんで、そんなにもう私も言いませんけれども、この空き家の危険な空き家をなくしていくということと、それを有効活用するという立場で、村ももっと力を入れてほしいということを強く要望しておきたいと思います。

時間も、あと13分になっちゃったんですね、最後の質問をやらないと終わらないので、空き家の問題は今後の課題ということで、要求を強く要求をしておきたいと思います。

じゃ、最後の3項目め、消防防災について伺います。

昨今、大災害が多発していることから、防災対策の強化が求められています。

そこで、3億円以上を投じて整備した防災行政無線ですが、あちこちで聞こえないとの苦情が寄せられます。全世帯に聞こえるようにするには多額の経費がかかることから、戸別受信機の活用が望まれていると考えます。

また、議員出前懇談会へ、消防団員が多数参加いただき、率先して災害が多発する中で、ぜひ自主防災組織を立ち上げてほしいと強く要望され、意見交換が行われました。参加していた各区長さんも、これは何とか立ち上げなければならないと決意を新たにしておられました。

消防白書によれば、全国1,690市区町村、16万6,833組織が設置され全人口の84.7%をカバーしているとのこと。

総務省消防庁は、今年の8月30日付で、消防団の組織概要等に関する調査令和6年度の

結果を報道発表し、全市区町村の報酬額等の処遇改善状況について国基準以下は9%ほどで、群馬県内では昭和村外2町村のみ、昭和村はワースト3で、消防団員に冷たい処遇の村であると指摘されました。来年度の報酬から改善する必要があると考えます。

そこで、具体的に伺います。

①防災行政無線の難聴地域を把握しているのか、その解消策はどのように進められるのか、個別受信機の現状と今後の活用方針について伺いたい。

②自主防災組織の現状と100%を目指す今後の対応について説明を求めます。

③消防団員の報酬年額を、国基準以上、できれば県内平均額5万円くらいまでに引き上げるよう求めまして、最初の質問といたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員さんの消防防災についてのご質問にお答えいたします。

初めに、①防災行政無線の難聴解消と個別受信機の活用についてですが、平成28年の運用開始以降、区長からのご要望等を受け、屋外にも聞こえない2地区には子局を増設し、聞こえづらい地区には、スピーカーの増設などにより、難聴解消対策を行ってまいりました。

現在のところ屋外で全く聞こえないとのご意見は寄せられておりませんが、今後も皆様からのご意見を参考に、子局やスピーカーの増設、方向調整などで対応してまいりたいと思います。

また、戸別受信機の現状につきましては、避難所や公共施設、消防団詰所や各地区の住民センターなど、82か所に設置しております。

今後の活用方針につきましては、新たに開設するこれらの施設等についても設置していく予定であります。

なお、防災行政無線のほかに、放送の内容が火災情報や気象警報の発令、ミサイル発射など、防災行政無線で放送する内容とほぼ同様の緊急放送で、各世帯に高い普及率を占める緊急告知FMラジオや防災無線で放送した直近の内容を聞き直せるテレドームの後継サービスのひかり電話サービスなど、複数の情報提供システムを整備しております。これら

を複合的に活用し、皆様の安全を図れるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、②自主防災組織の現状と対応についてですが、現在、7つの自主防災組織が活動しております。

その他、新たに中野区、吹張区、三ツ谷区、北部区、南部区、田岸区、大堀区、滝久保区、池原区で設立に向け準備を進めているところであります。

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという、地域住民の連携に基づき結成されており、各組織で自主的に活動していただいております。

今後も未設立の行政区へ設立をお願いするとともに、広報での普及啓発や設立手続の支援を行い、全地区での自主防災組織の設立を目標として取り組んでまいりたいと考えております。また、既に活動している自主防災組織に対しては、組織活動の充実強化に対する支援を引き続き行ってまいりますのでよろしくをお願いいたします。

次に、③団員報酬を国基準以上に引き上げるよう求めますについてですが、本村の消防団員の団員報酬は、令和3年度に増額し、令和5年度には出動手当の増額と団員報酬及び出動手当の個人支給を開始しました。

また、個人支給に伴い、分団の運営費が不足することから消防団と協議し、令和5年度より分団運営補助金として、団員1人当たり2万2,500円を各分団に支給する等の処遇改善を行っております。

林議員さんのおっしゃるように、現在の団員報酬額は国基準に達しておりませんが、村の単独事業として支給している分団運営補助金を含めると団員1人当たりの金額は実質5万円を超えております。

今後も団員の皆さんが円滑に消防団活動を行えるよう、消防団との協議を重ね、処遇改善に努めてまいりますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 防災行政無線なんですけれども、やっぱり今は住宅が高気密高断熱でかなり気密性がよくなっておりますので、なかなか家の中までよく聞こえるということは、もうほとんど困難です。私の家なんかも本当にスピーカーから直でよく聞こえる場

所なんですけれども、やはり外に出ないと聞き取れません。ですから、100%というのはなかなか難しいと。生越の清水の地域が聞こえないということで、清水地域の上の段に1か所、ポールとスピーカーを増設しましたが、たしか1か所造成するのに600万ぐらいかかったんですよね、たしか。2か所増設といたら1,200万ですよね。ですから、かなり増設は相当お金もかかるし、困難でなかなか難しいと思います。

ですから、戸別受信機を今公共施設だけしか配置をしていない、82か所配置をしていると答弁がありましたけれども、これも十分活用し切れていない現状はあるんですけども、やはりもう難聴解消でどうしてもという要望があれば、これは戸別受信機を一般家庭にも多少経費は負担してもらうことにはなろうかと思いますが、それも考えたほうがいいのかなということをご提案しておきたいと思います。

時間ですね。私も貝野瀬の、この前、貝野瀬の出前懇談会の際に田岸地域在住の方からも聞こえないということで意見が出されましたし、あと川額の伏田地域ですか、伏田地域の方からもこの間直接うちは一向に聞こえねえんでどうにかしてくんねえかいと頼まれました。

ですから、家の中にいて聞こえるようには無理なんですよとなかなか言えないので、ああ、そうですかということで、聞いておきますというんで2か所、最近意見がありましたけれども、じゃ、貝野瀬の田岸地域が全部よく聞こえるようにするには、どうしたらいいんかと。これも大変なお金がかかっちゃうんですよね。

ですから、子機の活用を少し検討してもらいたいということをご要望しておきます。

時間もありますので、それと消防団員の報酬ね、さっき村長が1人5万円だというふうに言われましたけれども、ホームページに公表されたこれですね、令和6年度消防団の組織の概要、これはもう職員は当然見ていると思うんですけども、これにでっかい表がついているわけですよ、処遇改善の一覧表。私もニュースに載せさせて、これを抜粋して載せさせてもらいましたけれども、カラー刷りですよ、カラー刷りで上野村と長野原町と昭和村だけが処遇が悪いよ、もう何とかしろよと、もう示されちゃっているんですよ。何とかこれは、今3万円でしょう。国の基準以下だというわけですよ。3万6,500円が基準ですから、あと6,500円上げれば国の基準になるんですけども、県内の一番高いところは7万、8万ですから、平均するとやっぱり報酬自体も5万円ぐらいが平均だと思います。

昭和村も本当に消防団、頑張ってもらっているんですから、分団補助はいいですよ。分団補助はそれありがたい話ですけども、報酬自体もせめてこの県内の真ん中ぐらいに、村長、来年度予算で、これびりから3番目はやめてもらいたい。もう俺、10年も前から言っているんですよ。国が地方交付税でちゃんとやっているんだから、これにしなさいと、国の基準より下回っちゃ駄目だよと、もう10年も前から言っているのに、私も3回も4回もずっと前から言ってきましたけれども、改善してもらえないんですが、来年度から最低国基準以上に、ワーストスリーはないように改善することを最後に強く要求して、村長に最後の答弁1回だけお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） まず、遑って悪いんですけども、道路改修等の関係は、本当に林議員がおっしゃるように、昨日もちょっと建設課とも打合せをして、来年度の打合せもしているんですが、やはり順番というものが当然ございますので、その辺のところはご承知いただきたいと思います。緊急性を要するという部分から行うということです。

それとあれですね、空き家の関係の解体の関係なんですけど、固定資産税を減免という話なんですけれども、交付税は減りますので、その辺だけはちょっとお間違えのないようにしていただけたらと思います。

あと、先ほどの消防団の関係ですが、一応団員1人当たり分団のほうに2万2,500円を支給しておりますので、そのランクのその部分を、じゃ、新聞に載せてくださいという話是可以するのでしょうか。分かりますか。それは載せないと駄目なんですよ、申し訳ないですけども。

それと、やはり全体の収入があってからということですので、どうしても予算は組むわけですので、収入なきにして支出ありきではございませんので、その辺のところからよくご理解をいただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（林 幸司君） 終わります。

○議長（永井一行君） これにて一般質問を終わります。

---

◎日程第2 請願等文書表について

○議長（永井一行君） 日程第2、請願等文書表についてを議題といたします。

受理した請願等は、お手元に配付の請願等文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、十分審査をお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は18日午後2時30分に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午前11時34分散会